

神戸市スタートアップ立地促進事業補助金交付要綱

令和5年4月1日 経済観光局長改正

(目的)

第1条 この要綱は、スタートアップの集積・定着により、神戸経済の活性化や新たな雇用の創出を図るため、市内に新たに事業所を開設するスタートアップに対して、神戸市スタートアップ立地促進事業補助金を交付することに関し神戸市補助金の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スタートアップとは、革新的なアイデアとテクノロジーを駆使し、社会にイノベーションを生み出すことで、短期間で急成長をめざす法人をいう。
- (2) 事業所とは、機器設置施設・場所（サーバールーム等）、トイレなど事業所に付帯する必要な施設を含むものとする。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、神戸市内に新たに事業所を設置し、利用する事業者で、次の要件をすべて満たす者として市長の認定を受けた者とする。

- (1) 高度なテクノロジーを活用した事業の経験・実績、又は知識・能力がある者で、今後成長が見込まれる3年以上の事業計画を有する者。
- (2) 第7条に定める事業の認定を受けてから6ヶ月以内に、神戸市内に当該事業所を商業・法人登記する意思のあるもの。

2 前項については、事業の拡大を伴わない単なる事業所の移転は除く。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、事業所を開設するために要する経費のうち、公租公課、消費税及び地方消費税を除き、別表に掲げるものとする。

2 市長は予算の範囲内において、前項に定める補助対象経費のうち、別記2に掲げる額を補助対象事業者に交付する。この場合において、補助金の額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事業年度)

第5条 本事業でいう事業年度は、市の会計年度である4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画認定の申請)

第6条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、事業計画認定申請書（様式第1号）及び別に定める添付書類を指定する期間に市長に提出しなければならない。

(事業の認定)

第7条 市長は前条の規定による申請があったときは、認定申請の内容についての審査を実施

し、補助事業として認定することが適当と認める場合は、事業計画認定通知書（様式第2号）により、申請者に対して速やかに通知するものとする。

- 2 市長は、前項の事業認定にあたり、条件を付することができる。
- 3 市長は、審査の結果、事業の認定を行うことが不適当と認めるときは、事業計画不認定通知書（様式第3号）により、申請者に対して速やかに通知するものとする。
- 4 補助対象となる事業は、申請者が前条に定める事業計画認定申請日以降に、神戸市内に新たに設置した事業所で実施する事業とする。
- 5 補助事業者が、第7条第1項の規定により通知された事業計画認定日から6ヶ月の間に事業を開始しない場合は、市長宛に理由を文書にて報告するものとする。また、事業計画認定日から1年の間に事業を開始しない場合には、市長は事業計画認定の取り消しを決定し、速やかにその旨を事業計画認定取消通知書（様式第4号）により、認定事業者に通知するものとする。ただし、特別な事情がある場合はその限りではない。

（交付申請）

第8条 本補助金の交付を受けようとする者は、当該事業に着手する前に次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。なお、補助期間が複数事業年度に渡る場合は2年目以降の申請について、当該年度の事業開始後2週間以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第5号）
- (2) 事業所の概要説明書（様式第6号）
- (3) 経費説明書（様式第7号）

（交付決定）

第9条 市長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

- 2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。
- 3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第8号）により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第10条 前条第3項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の着手の届出）

第11条 市長は、補助事業者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第10号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定額の変更)

第13条 補助事業者は、第9条第3項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更を受けようとするときは、その変更が生じると判明してから遅滞なく、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金変更交付申請書（様式第11号）

(2) 事業所の概要説明書（様式第6号）

(3) 経費説明書（様式第7号）

(4) その他必要と認められる書類

2 市長は、前項の申請があったときは、第9条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第12号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

第14条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、月ごとの従業員の当該事業所での勤務日数等について、翌月10日までに報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書（様式第13号）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(補助事業の完了の届出)

第15条 市長は、補助事業者に補助事業が完了したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

(実績報告書)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)又は第9条の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、事業完了後30日以内、または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書（様式第14号）

(2) 補助事業実績説明書（様式第15号）

(是正命令等)

第17条 市長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第14条第1項の報告があった場合に準用する。

3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、第16条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

第18条 市長は、補助事業の完了に係る第16条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第16号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額(第13条第2項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。)と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第19条 市長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者へ補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第20条 市長は、補助金規則第10条又は第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨を補助金交付決定取消通知書(様式第17号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第21条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

(加算金及び遅延利息)

第22条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、補助金規則第21条に定める方法により算定した加算金及び遅延利息を市に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第23条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第24条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助金規則第24条に基づく市長の承認が無ければ、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供させてはならない。

(施行細則の委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、所管局長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成30年6月4日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本改正前に、別記1の高度IT技術者人件費の支給を認められた事業者については、改正前の別記1の高度IT技術者人件費の認定基準に基づき、補助金を支給するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本改正前に、別記1の高度IT技術者人件費の支給を認められた事業者については、改正前の別記2の高度IT技術者人件費の補助額に基づき、補助金を支給するものとする。

別表（第4条関係）

補助事業の対象となる経費	別記1に掲げる経費で、市長が必要かつ適当と認める経費 (ただし、空き家、空き店舗などを活用する場合の改修費については、対象工事費が200万円以上の場合に限り、補助対象とする。)
補助率	補助対象事業費の1/4以内（人件費は定額）
補助金の額	別記2に掲げる額
適用除外する条項	第24条（賃料、通信回線使用料、高度IT技術者人件費、のみ）
その他の事項	申請等の書類はすべて日本語で作成すること。

別記 1

経費区分	内 容
賃 料	<p>新たに開設する事業所の賃借料及び施設使用料</p> <p>既設設備等で建物と不可分なもの（サーバ用ラック、電気関係設備等）の賃借料及び施設使用料も含む。</p> <p>なお、事業所スペースと生活スペースがひとつの建物に混在するときは、専ら生活の用に供する部分は補助対象外とする。</p>
通信回線使用料	<p>新たに開設する事業所において、補助事業者が支払う通信回線使用料</p> <p>通信回線使用料には、インターネット接続費のほか、専用回線、プロバイダー、レンタルサーバ、ドメイン利用料など、通信回線を利用して事業を行うために必要な一連の経費を含むものとする。（初期費用は除く）</p> <p>なお、当該事業所以外での利用を前提としていると市が判断するものは補助対象外とする。</p>
高度 I T 技術者 人件費	<p>原則として神戸市内に居住し、新たに開設する事業所において、高度 IT 技術者を必要とする業務に従事する高度 I T 技術者に係る人件費</p> <p>ただし、次の者に係るものを対象とする。</p> <p>①（独法）情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験のうち高度試験の合格者</p> <p>②民間企業における①と同等の資格を有する者</p> <p>③①と同等以上の技術、開発実績等を有する者</p> <p>※②民間企業における同等の資格要件、③同等以上の技術、開発実績等要件については学識者などの意見聴取により判断を行うものとする。</p>
改修費	<p>新たに開設する事業所に必要となる建物改修費（設備等で建物と不可分なもの（サーバ用ラック、電気関係設備等）、トイレ、シャワー、洗面等の事業活動に付帯して必要な設備も含む。）</p> <p>なお、事業所スペースと生活スペースがひとつの建物に混在するときは、専ら生活の用に供する部分は補助対象外とする。</p>
事務機器取得費	<p>新たに開設する事業所に必要となる事務機器取得費（OA機器、デスク、椅子、キャビネット等）</p>

別記2

区 分	内 容
賃 料	<p>補助適用開始から36カ月間で、1補助事業者あたり、3,75万円/月を補助限度額とする。</p> <p>対象事業費の1/4が補助限度額を下回る場合は対象事業費の1/4を補助。</p>
通信回線使用料	<p>補助適用開始から36カ月間で、1補助事業者あたり、30万円/年を補助限度額とする。</p> <p>ただし、利用開始月が4月以外の場合は、25,000円×補助適用月数を上限とする。</p> <p>対象事業費の1/4が補助限度額を下回る場合は対象事業費の1/4を補助。</p>
高度IT技術者 人件費	<p>補助適用開始から36カ月間で、1補助事業者あたり、41,666円/月を補助限度額とする。</p>
改修費	<p>事業所開設時1回限りの補助とし、1補助事業者あたり、50万円（ただし、空き家、空き店舗などの利用されていない施設等を利用する場合、100万円）を補助限度額とする。</p> <p>対象事業費の1/4が補助限度額を下回る場合は対象事業費の1/4を補助。</p>
事務機器取得費	<p>事業所開設時1回限りの補助とし、1補助事業者あたり、25万円を補助限度額とする。</p> <p>対象事業費の1/4が補助限度額を下回る場合は対象事業費の1/4を補助。</p>